

# 加賀市 農業委員会 だより

No.9

2022.03 発行

加賀市農業委員会

〒922-8622

加賀市大聖寺南町二 41

加賀市市役所別館 4 階

TEL 0761(72)7915

FAX 0761(72)7991



## 記事

- 担い手訪問 打越町 森 宏一郎さん
- 農業委員会の仕事 農地法第3条許可

## 担い手訪問

打越町在住の森 宏一郎さん（69歳）にお話を伺ってきました。

森さんはサブリーマンの兼業農家からスタートしましたが、53歳の時、お父さんの体力的な限界もあり勤めていた会社を退職し、専業農家として就農されました。専業農家として就農した当時、既に約10町歩も耕作されていたそうです。

現在（以下ご本人談です。）

一番多かった時期は16町歩、現在は約12町歩を超える農地を耕作しています。約80筆、25軒の農地を預かっており、所有している農地は全体の1割ほどです。作付けしているのは、ユメミズホ、コシヒカリ、大豆（里のほほえみ）で、今は3月末から4月かけての種まきの為の苗箱の土入れなどの準備をしております。苗箱は全部で二千二百枚もある為、二回に分けて子や孫と一家総出でやっています。

## スマート農業などの取り組み

如何に農作業を効率的にやるかを常に考えています。農地が多いため、一筆ごとの農地の年間の計画表を作成して管理

しているのはもちろんですが、大豆は連作すると収量が落ちるので、中期の作付け計画も必要です。また、フォークリフトも一人で作業ができるよう、各種作業の為にアタッチメントをつけ、一人で移動させるなど工夫しています。



年間計画表を見ながら作付けの説明をしている森さん

## 今後の課題など

大豆のほか、麦など二毛作もやりたいのですが、これ以上の設備投資も必要となるので、決断の難しいところです。

この辺はイノシシやハクビシンなどの害獣がおらず被害が無いのですが、北陸新幹線が通りやすいぶん景色が変わりました。場所によっては日当たりの悪い農地や、変形・狭小な農地ができてしまい、管理や受託が困難になりつつあるのも散見

されています。

また、課題ではありませんが、区画が大きい農地は生産性が高いのですが、同じ場所ですと作業することになり景色も変わらないので飽きてしまうのが悩みです。（笑）

## 特集

### 農業委員会の仕事 農地法第3条

農業委員会は、前回紹介した農地パトロール（遊休農地の調査・指導）のほか、農地法に基づく売買や貸借の許可（3条権利移動）、農地転用（4条）案件への意見を詳しく審議するなどの重要な仕事があります。

### 農地の法律と内容

毎月開催される定例総会では、これら農地の売買・貸借の許可などの議案について審議しています。

農地の売買・貸借等について農業委員会としては、許可申請書が提出されたら総会で審議して許可の可否を決定します。次の表は、毎月開催されている加賀市



農業委員会の定例総会にかけられた、議案の令和2年及び3年の実績になります。

法律	ケース	令和3年		令和2年		備考
		件数	筆数	件数	筆数	
農地法第3条	農地を売りたい	14	55	22	74	農地を農地として、転用を伴わないもの
農地法第4条	農地を宅地などに転用したい	6	6	11	13	自分の土地
農地法第5条		74	99	83	132	名義変更が伴うもの
農業経営基盤強化促進法第18条	農地を借りたい	43	161	143	577	左記の法律(以下、基盤法)ができる前は農地法第3条での許可のみでしたが、手続きが簡易なため、現在は基盤法が主流です。

今回は農地を農地として「売る・買う」場合の農地法第3条について説明します。主な許可基準については主に次のとおりとなっています。

### 全部効率利用

農地等の権利を取得しようとする者は、取得後の農地等の全てを効率的に利用し、機械や労働力等を適切に利用するための営農計画が必要です。

新規就農のほか、農地を既に所有している人の場合、その人の農地が遊休農地化していないか、また同居していても親と子が一緒に農業をしている場合、子の名義で所有あるいは借りている農地についても、遊休農地が無いかを確認する必要があります。農地を荒らしたままでは、全部効率的に利用しているとは言えません。

そのほか、農業機械の保有状況、労働力の確保状況、技術力などを総合的に判断します。

### 農地所有適格法人

解除条件つき貸借の場合を除き、法人

が農地の権利を取得する場合は、農地所有適格法人である必要があります。要件の詳細については、別の機会に説明します。

### 信託引受でない

農地は、所有者自らが農業従事者として耕作するか、他の農業従事者に貸して小作料をもらうのが基本です。このため農業に従事していない人などに、農地の管理を託すことはできません。

### 農作業常時従事

自分は農業に従事せず「農作業はすべて雇い人に任せる」というのでは農地の取得は認められません。

原則として年間150日以上従事する必要がありますが、150日未満の場合でも「農作業を行う必要がある限り、その農作業に従事していれば農作業に従事している」と認められます。

### 下限面積

新たな取得地を含め、50アール(旧西

谷村、旧河南村は30アール、旧三谷村は40アール以上の耕作面積であることが必要です。

下限面積については、状況により農業委員会が地域の実情を踏まえて検討を行い、担い手不足や遊休農地化が深刻な場合などは、「別段の面積」を示すこととなっています。

### 地域との調和

申請農地の取得により、周辺農地の利用に支障が生じないことが必要です。

具体的には、集落営農や経営体がまとまった農地利用をしている地域でその利用を分断するような権利を取得したり、地域の水利調整に参加しない営農などは、地域に支障が生じます。

### 農業委員会での慎重な審議

以上、これらの要件を満たしているのか、農業委員会で審議します。

「下限面積」などは数字で決められているので明らかですが、例えば「全部効率利用」で効率的であるのか・ないのか、「農作業常時従事」で真に農業従事者で

あるかどうかなど判断が難しい場合、その判断に客観性を持たせるため、農業委員会では合議制による審議を行っているわけです。



定例総会での議案の採決の様子

過去、農地を購入しようとしたある議案について、今回ご紹介した条件を満たしてはいないのではないか、との意見が

出て、その場では可決されず継続審議になり、審議を重ねたケースもありました。そういう意味でも、農業委員会の責任は重いといえます。(了)

### 編集後記

農地の権利移動には、売買の他に相続があります。この場合、農業委員会の許可は不要ですが、農業委員会に届け出は必要です。

それはさておき、昨年11月に開催された石川県農業委員会大会に於いて、この「農業委員会だより」が、優れた出版物として全国農業会議所出版事業表彰を受賞しました。

今後も農業委員会の情報などをお伝えしてゆきたいと思えます。(了)

